

第5章 整備基本計画

5-1 整備の基本的考え方

整備基本計画は、「保存管理計画」の延長線上にあるものとし、整備の基本的考え方は「保存管理計画」で示されたものを踏襲するものとする。その内容は以下のとおりである。

5-1-1 史跡松坂城跡の位置づけ

① 松阪市民のシンボル

独立丘陵上にある城跡は、周辺の市街地から市民が望むことができ、常に生活の中に位置づけられ親しまれてきた。そして市民にとって、欠くことのできない景観であり、松阪市のシンボルとして位置づけることができる。

② 市街地にある貴重な文化財

城跡は、市の中心市街地に立地し、その城下町は今もその歴史的まち並みを良好に残している。そして今も、松阪市の行政・経済・文化・生活等の中心地としての機能を存続している。城跡は、近世の都市形成の歴史を伝える文化財であり、市街地にある身近で貴重な文化財として位置づけることができる。

③ 松阪市の中核的都市公園、観光拠点

城跡は、都市公園として様々な行事や体験学習の場としても利用されている。また年間を通じて市民の憩いの場としても利用され、特に春の桜見の季節などには多くの市民が訪れている。そのため、城跡は、市街地における中核的都市公園として位置づけることができる。

さらに城跡は、特別史跡本居宣長旧宅や登録有形文化財松阪市立歴史民俗資料館(旧飯南郡図書館)、鈴屋遺蹟保存会旧事務所、また多数の貴重な資料を所蔵・展示する本居宣長記念館を有することもあり、年間約7万人の観光客が訪れている。そのため城跡は、松阪市を代表する観光拠点としても位置づけることができる。

5-2 史跡松坂城跡の将来像

史跡松坂城跡は、堅固な石垣を多用した織豊系城郭としての特色を備え、城郭として明治期まで存続した。近世の政治・軍事を知る上で、松阪市はもとより、我が国における貴重な文化財であり、その価値の保存と顕在化に向けて、今後とも遺構の適正な保存と活用を図っていく必要がある。

また、史跡松坂城跡は、それ自体の有する文化財的価値に加え、松阪市の都市づくりの礎ともなっており、かつての城下町の地割りが今も残るなど現在の松阪市の都市構造、都市機能面からみても重要な役割を果たしている。すなわち史跡松坂城跡は、松阪市の顔となるランドマークであり、また数多くの人たちの集いと憩いの場としての市街地における広大なオープンスペースを有する公園空間である。さらに松阪市を代表する観光拠点ともなっているなど、将来の松阪市の都市づくりにおいても欠くことのできない重要な要素となっている。

同時に、このような多様な価値を有する史跡松坂城跡は、特に戦後、時代の要請ではあったが史跡松坂城跡とは直接的に関係の無い本居宣長記念館や野外劇場、さらには松阪公園グラウンドのスタンドが整備されるなど、都市公園としての公園整備等に主眼をおいて整備がなされてきた。

しかし平成23年(2011)2月7日に、文化財としての価値を保存するため国の史跡に指定されたこと、また「保存管理計画」に示された保存と活用の整備の方向性を踏まえ、史跡松坂城跡の将来像を以下のように設定し、その将来像の具現化へ向けて整備を図るものとする。

史跡松坂城跡の将来像

史跡松坂城跡は、松阪市はもとよりわが国を代表する貴重な歴史的文化的遺産であることから、文化財としての価値の保存と顕在化の場であり、また優れた歴史的文化的環境を有した学習空間、公園空間、観光レクリエーション空間としての機能を有した、松阪市の物理的・精神的シンボル（モニュメント）である。

5-3 整備目標と整備基本方針

5-3-1 整備目標

史跡松坂城跡の将来像を具現化するため、以下のような整備目標を設定する。

① 松阪市のシンボルづくり

～松阪市民の心のふるさととしてのシンボルづくり～

今後史跡松坂城跡の歴史的文化的価値の顕在化に努め、個性的なまちづくりを促すためにも、史跡松坂城跡への眺望を確保するなどして松阪市の物理的、精神的シンボルとして今後もありつづけるよう整備を図る。

② 松阪市の歴史を継承し、かつ体感できる場づくり

～歴史的文化的遺産の価値を活かした整備～

松阪市のもつ固有の文化や歴史とふれあい、学ぶことのできる空間として、また、史跡松坂城跡周辺の文化財等とのネットワーク拠点としての場づくりを図る。

③ 人々に親しまれ、多様な機能を供与する場づくり

～都市における多機能整備～

都市基盤施設としての公園緑地機能や災害に対して広い空間を利用した一次避難地としての機能に加え、既に数多くの来訪者のある松阪市を代表する観光拠点機能の充実を図る。

5-3-2 整備基本方針

整備目標を踏まえ、史跡松坂城跡における整備基本方針を以下のように設定する。

① 松阪市の歴史文化遺産としてのシンボル性の強調

城跡は、地域のシンボルとなっており、また松阪市の都市づくりにおいての核となってきた。独立丘陵の緑豊かな城跡は、視覚的にも今後とも、地域の人々にとって心のよりどころとして、松阪市の歴史文化遺産としてのシンボル性を強調する。

- ・周辺地区から史跡松坂城跡への眺望箇所の確保
- ・周辺地区に残る歴史的まち並みの歴史的環境の保全
- ・遺構等の保存を前提とした貴重な自然環境の保全

② 文化財としての恒久的保存及び価値の顕在化と活用

城跡は松阪市民にとっても、全国的にも貴重な歴史的文化遺産である。この城跡の価値を今後とも維持するため、遺構等の適正な保存を図る。また最も好ましい状態で、その価値を顕在化し、広く一般に公開、活用する。

- ・必要に応じた石垣、遺構の体系的調査の推進
- ・古文書・絵図等文献資料収集、発掘調査及び研究
- ・上記各種調査の成果の情報の発信及び検討に基づく特徴を活かした保存整備の推進
- ・解明された遺構の表示及び復元等整備への反映
- ・ガイダンス施設等学習、解説施設の設置
- ・上記調査等推進のための組織体制づくり及び人材の育成

③ 都市公園・観光拠点としての機能の保持

城跡は、都市公園として市民の憩いの場となっており、また松阪市を代表する観光拠点である。その機能を今後とも史跡指定地であることを前提に、一方で都市公園としての性格に配慮し、公園・観光拠点としての機能の保持・充実を図る。

- ・便所、休憩施設等便益・休養施設等、来訪者受け入れのための施設の改善・整備
- ・史跡指定地内の既存のサイン施設等の統一化
- ・景観に配慮した舗装等による園路等の改修・整備
- ・周辺域における案内所、解説施設等の整備
- ・道標、サイン・案内等施設の整備
- ・周辺諸施設との連携の強化

④ 地域住民・市民の史跡保存の意識の確保と市民との協働

史跡松坂城跡は、広く一般の人々に開放された歴史的文化遺産であると同時に、公園、観光レクリエーション空間等としても利用されている市民共有の財産である。そのため、今後とも公開された共有の財産として位置づけ、多様な主体が協働して、その価値の保持と活用に努める。

- ・保存活用整備に対する市民の積極的な支持の確保
- ・整備事業における発掘調査等成果の市民への還元(現地説明会、講演会の開催等)

- ・ 史跡保存の市民団体との協働
 - 具体例) ・ 市民団体による案内標識の設置
 - ・ 市民団体による城跡の無料パンフレットの作成配布
 - ・ 地域住民による清掃活動等
- ・ 住民参加によるイベント活用等の企画、運営
 - 具体例) ・ 市民団体による桜松閣でのお茶の無料接待
 - ・ ボランティアガイドによる観光客の案内
 - ・ 市民参加による「武将の道」など観光ルートの設定

5-4 地区別整備計画

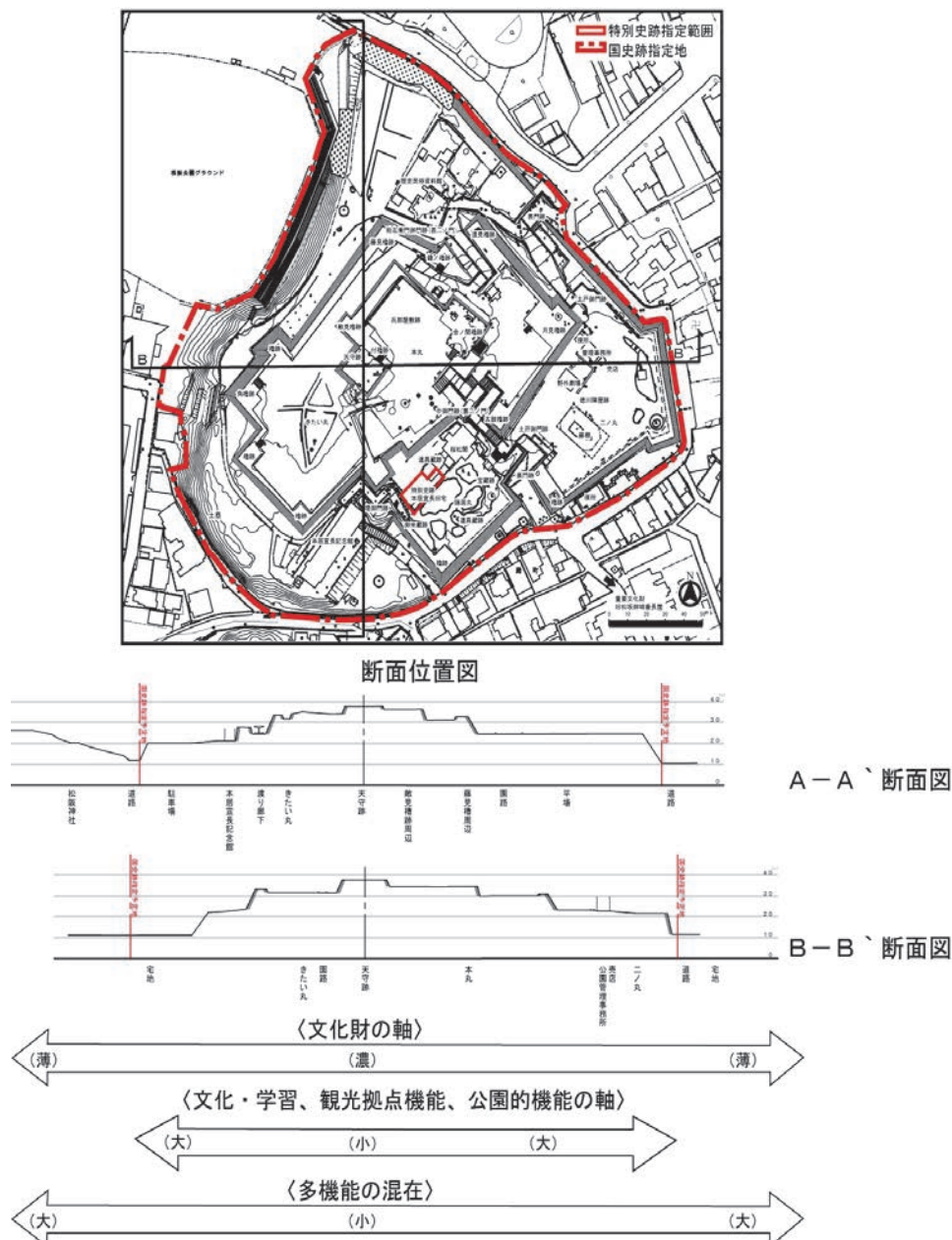
「保存管理計画」で示された整備の基本的考え方を踏まえ、地区別の整備計画を以下に示す。

5-4-1 各地区の構成と位置づけ

史跡松坂城跡の区分された各地区は、本丸上段地区を中心に外に向かって本丸下段地区→二ノ丸西側地区・二ノ丸東側地区・きたい丸地区・隠居丸地区→三ノ丸表門地区・三ノ丸裏門東側地区・三ノ丸裏門西側地区・土塁地区・施設地区の順に配され、地形的にみても本丸上段地区を頂点にして徐々に低くなっている。

また、文化財としての史跡松坂城跡に焦点をあててみると、現存する地下遺構や石垣の分布状況から見ても、本丸跡地区がかつての姿を色濃く残しており、これを中心として同様の配列をもって、その色彩が薄くなっている。

一方史跡松坂城跡のその他の機能をみてみると、観光拠点としての機能・文化・学習機能及び公園空間機能は、本丸上段地区から離れるほどその空間機能が高まっている状況にある。また周辺に至るほど、必ずしも史跡松坂城跡になくてもよい機能もみられる。

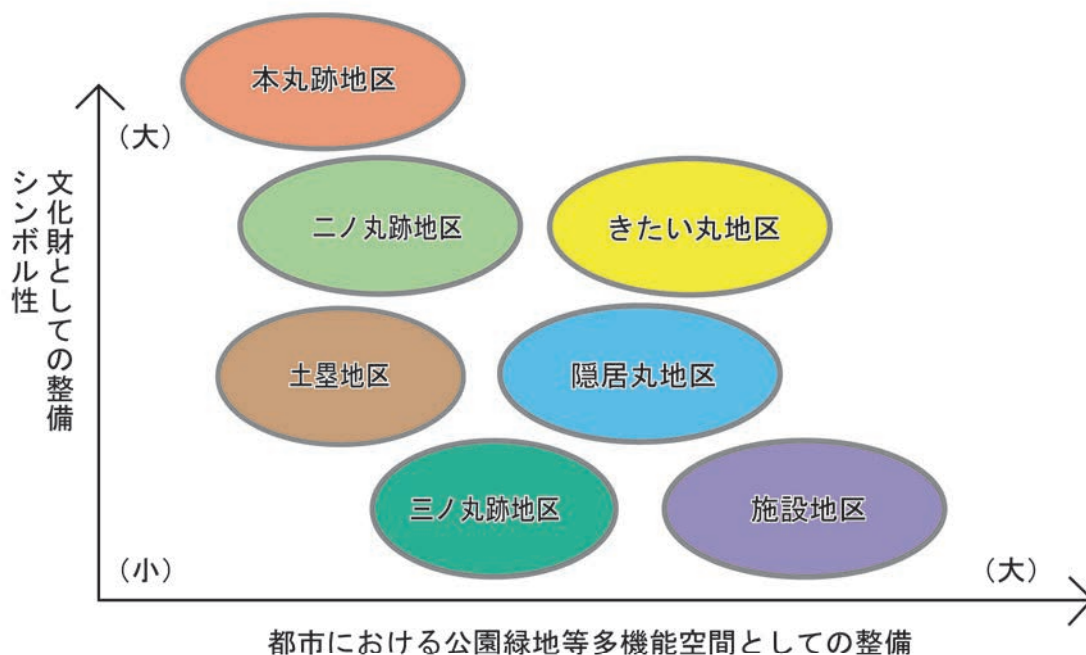


5-4-2 各地区の整備の方向性

史跡松坂城跡の各地区の構成と位置づけを考慮し、地区別の整備方針を以下のように設定する。

- ・ 史跡松坂城跡の将来像の具現化が達成できるよう文化財としての史跡松坂城跡と、都市公園・観光施設としての史跡松坂城跡が共存共栄できるように各地区が機能分担を図る。
- ・ すなわち本丸跡地区（本丸上段地区・本丸下段地区）・二ノ丸東側地区及びきたい丸地区は、文化財として積極的な城郭跡としての遺構等の保存と活用整備を図る。
- ・ あわせて、表門跡及び裏門跡から本丸跡地区に至る歴史的な道路については地上遺構である石垣を活かし、城郭跡景観を保全する。
- ・ 三ノ丸北西地区や土塁地区においては、史跡松坂城跡を支える一体となった地区として、かつての松坂城が想起できる空間としての整備を図る。
- ・ 全体において歴史的文化的環境としての風致を確保し、本丸跡地区から周辺に至るにつれ、都市基盤施設としての都市公園機能を組み込んでいく。
- ・ そのため二ノ丸西側地区や隠居丸地区・施設地区においては、現有する機能も考慮し、文化財としての歴史的文化的環境を保持しつつ、都市における多機能空間としての整備を図る。

<史跡指定地の各地区の整備の方向性>



5-4-3 全地区共通整備計画

史跡松坂城跡の全地区共通の整備計画を以下のように定める。

- ・石垣、石段等地上遺構はもとより、建物跡等地下遺構についても発掘調査等の成果を踏まえ保存を図る。
- ・そのため石垣等に悪影響を及ぼす樹木は伐採する。また雨水による表土の流亡を防止するため、景観に考慮した適正な工法により表土を保護する。
- ・現存する石垣において孕み、石材のズレ、ヌケ等が生じた場合、あるいは崩落の危険性のある石垣については、石垣調査等各種調査の成果を踏まえ本格的保存修理を計画的に行う。
- ・また、石垣・石段や地形等において後世に改変されたことが明らかな箇所については、十分な調査・検討を踏まえ復旧を図る。
- ・城跡としての良好な歴史的文化的環境を保全もしくは再生するため松坂城に関連しない諸施設は撤去する。
- ・良好な周辺への眺望確保や周辺からの石垣景観に対する支障木は適宜伐採する。また、繁茂する樹木については適宜間伐・整枝・切り下げ剪定を行い、適正な植生管理を行う。
- ・来訪者の安全性や快適性を確保するため見学園路の舗装整備やベンチ・案内板・説明板・道標等の更新や設置を行う。

5-4-4 地区別整備計画

各地区別の整備計画は、以下に示すとおりである。

区分	細区分	整備計画
本丸跡地区	本丸上段地区	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡松坂城跡の中核となる地区であることから、文化財としての整備に軸足をおき、発掘調査等の成果を踏まえ遺構の復元・表示等整備を図る。 ・石垣や整備された遺構についての説明板等学習施設の設置を行う。
	本丸下段地区	<ul style="list-style-type: none"> ・本地区は、本丸上段地区と一体となった史跡松坂城跡の重要な地区であるため、文化財としての整備に軸足をおき、体系的な発掘調査等各種調査を実施し、遺構の解明や遺存状況を把握し、条件が整えば、発掘調査等の成果を踏まえ、遺構の復元・表示等の整備を図る。 ・遺構等の説明板等学習施設の設置を行う。
きたい丸跡地区	きたい丸地区	<ul style="list-style-type: none"> ・本丸跡地区に準じる文化財に軸足を置いた整備を図る。 ・体系的な発掘調査等各種調査を実施し、遺構の解明や遺存状況を把握し、発掘調査等の成果を踏まえ、遺構の復元・表示等の整備を図る。 ・遺構等の説明板等学習施設を設置する。

区分	細区分	整備計画
二ノ丸跡地区	二ノ丸東側地区	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ発掘調査等各種調査を実施し、遺構の解明や遺存状況を把握し、地下遺構の適正な保存を図る。 ・現状の藤棚、野外劇場等施設は存続が危ぶまれた時点でその取扱い方を検討するが、史跡松坂城跡においては、比較的広い平坦地であるため、広場等公園的機能は保持する。
	二ノ丸西側地区	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ発掘調査等各種調査を実施し、遺構の解明や遺存状況を把握し、地下遺構の適正な保存整備を図る。 ・登録有形文化財松阪市立歴史民俗資料館は当面維持・保全する。
	二ノ丸北西地区	<ul style="list-style-type: none"> ・後世において改変された地形については発掘調査等各種調査の成果を踏まえ、復旧を図る。 ・良好な歴史的文化的環境を保全するため、松阪公園グラウンドのスタンド等景観上・風致上障害となる施設は撤去する。
	隠居丸地区	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ発掘調査等各種調査を実施し、遺構の解明や遺存状況を把握し、地下遺構の適正な保存整備を図る。 ・特別史跡本居宣長旧宅や登録有形文化財鈴屋遺蹟保存会旧事務所・倉庫・正門・塀については現状を維持・保全し、現状の土地利用・機能を保持する。 ・本居宣長記念館は特別史跡である本居宣長旧宅の管理機能を有していることから当面は維持・保全するが、本居宣長旧宅が移築する場合は撤去する。
	土塁地区	<ul style="list-style-type: none"> ・土塁遺構については必要な発掘調査等各種調査を実施し、遺構を解明するとともに遺存状況を確認し、その保存を図る。 ・土塁遺構上の樹木については表土の崩落や流出防止を図りながら伐採を行う。 ・後世において改変された地形については発掘調査等各種調査の成果を踏まえ、復旧を図る。
三ノ丸地区	施設地区	<ul style="list-style-type: none"> ・後世において改変された地形については発掘調査等各種調査の成果を踏まえ、復旧を図る。 ・史跡指定地としてふさわしい歴史的文化的環境を維持する。
	三ノ丸表門地区、三ノ丸裏門東側地区、三ノ丸裏門西側地区	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡指定地としてふさわしい歴史的文化的環境を維持する。

なお、複数の地区にまたがる表門跡及び裏門跡から本丸天守台跡に至る道路については歴史的な道路としてその景観や仕様を十分に考慮し、再整備を図るものとする。